特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名	
13	健康管理(健康増進法)に関する事務	重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康管理(健康増進法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理(健康増進法)に関する事務では、事務の一部を外部業者等に委託しているが、外部業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約をすることで万全を期している。

評価実施機関名

鎌ケ谷市長

公表日

令和6年8月30日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	川添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	別添2) 変更筃所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康管理(健康増進法)に関する事務	
②事務の内容	・健康増進法に基づく住民健診の管理	
③対象人数	<選択肢>	
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	 対象者把握機能 住民健診の対象者把握を行う。 接種者管理機能 住民健診の受診履歴の管理を行う。 統計処理 各種統計書、報告書の作成を行う。 	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[O]宛名システム等 []税務システム	
	[]その他 ()	
システム2		
①システムの名称	共通宛名システム	
②システムの機能	1. 兜石管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名,性別,生年月日,住所),その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称,性別,生年月日,住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し,宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には,紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け,中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け,中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名,性別,生年月日,住所)を管理し,中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 就務システム [] 税務システム [] その他 ()	

システム3			
①システムの名称	EUCシステム		
②システムの機能	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報(個人番号は含まない)をCSV形式で出力する機能 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件の保管及び操作ログを保管する機能		
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
(3)他のノス) 女との 接続	[] 宛名システム等	[〕税務システム
	[〇]その他 (同一パッケージシステム)
システム4			
①システムの名称	庁内データ連携システム		
②システムの機能	1. データ送受信機能 標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータ を受信する機能 2. 認証機能 利用側業務システムの認証を行う機能 3. 連携データ管理機能 連携の対象となる業務及びファイルを管理する機能 4. 連携データ監視機能 連携ファイル提供及び取得結果のログを管理する機能、実行状況・結果等のモニタリングを行う機能		
	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
③他のクス / 女との接続	[O]宛名システム等	[〕税務システム
	[]その他 ()
システム5			
システム6~10			
システム11~15			
システム16~20			

3. 特定個人情報ファイル名		
住民健診ファイル、宛名管理ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一(第76項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	
5. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定	
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の102の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第50条	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課	
②所属長	健康増進課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

住民健診ファイル		
2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 <u>※</u>	〈選択肢〉 [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 1)1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	住民健診受診者
	その必要性	住民健診対象者及び受診者を把握する為に管理している
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉【 10項目以上50項目未満 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	識別情報:対象者を正確に把握するため保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月
⑥事務担当部署		鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇]本人又は本人の代理人
		[]評価実施機関内の他部署 ()
①入手元 ※		[] 行政機関·独立行政法人等 ()
□人手元 ※		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[]その他()
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
		[]情報提供ネットワークシステム
		[]その他()
③使用目的 ※		対象者及び受診者を管理する為
	使用部署	健康増進課
④使用の主体	使用者数	〈選択肢〉 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
⑤使用方法		I. 住民健診事務 対象者及び受診者の管理を行う。
情報の突合		
│ ⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する 3 (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託	事項1	システムの運用(ガバメントクラウドASP)
①委詞	托内容	磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		<選択肢>○選択肢>10人以上50人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
③委言	托先名	(株)ディー・エス・ケイ
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託	事項2	ガバメントクラウド運用補助者
①委詞	托内容	個別領域の利用権限の付与、クラウドサービス等の運用管理
②委託先における取扱者数		<選択肢>○ 10人未満○ 10人未満○ 10人未満○ 2) 10人以上50人未満○ 3) 50人以上100人未満○ 4) 100人以上500人未満○ 5) 500人以上1,000人未満○ 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
_	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している
	⑥再委託事項	ガバメントクラウドの個別領域の利用権限の構築及びクラウドサービス等の運用補助
委託事項3		
委託事項4		
委託	事項5	
委託	事項6~10	
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件		
	[] 行っていない		
提供先1	市町村長		
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の102の2の項		
②提供先における用途	健康増進法第十七条第一項の健康増進事業の実施に関する事務		
②ルドル1~8317 る用座	健康増進法第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務		
③提供する情報	健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	健康増進法に基づく検診受診者		
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線		
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
少走供 刀法	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度			
提供先2~5			
提供先2			
提供先3			

提供先4	
提供先5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・	消去
	〈課内における措置〉 ・紙媒体による申請書等の資料は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めており、漏えい・ 紛失を防止している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。
保管場所 ※	くガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 〈データセンターにおける措置〉・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区
	・セキュリティケートにて人返館管理をしている建物内のつち、さらに厳格な人返至管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管。(サーバー室への入室は静脈認証)

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

22. 宛名情報ファイル		
2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 ※	く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		 〈選択肢〉 1)1万人未満 1万人以上10万人未満 1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	その必要性	納税通知書の送付及び住民税証明書の発行のために必要
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉 [10項目以上50項目未満
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [○] 個人番号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 炎害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	通知書等の郵送先のために住所が必要であり、郵送先を住民票住所とは変える旨の届出があるため に通知先を必要としている。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課

3. 特定個.	3. 特定個人情報の入手・使用					
		[〇]本人又は本人の代理人				
①入手元 ※		[〇]評価実施機関内の他部署 (住民記録担当課)				
		[O]行政機関·独立行政法人等 (地方税電子化協議会)				
		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()				
		[O]民間事業者 (企業)				
		[]その他()				
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ				
②入手方法		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム				
[②八十万压		[]情報提供ネットワークシステム				
		[]その他()				
③使用目的	*	納税通知書などの税額の通知を送付するための郵送先に使用している 住民税証明書への住所を出力している				
	使用部署	健康増進課				
④使用の主	体 使用者数	<選択肢>50人以上100人未満3)50人以上100人未満4)100人以上50人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上				
⑤使用方法		賦課情報ファイルと突合し宛名情報をセットする				
情報の突合		賦課情報ファイルと突合し宛名情報をセットする				
⑥使用開始日		平成28年1月1日				

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託							
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (4)件						
委託事項1		住民税システム管理の委託						
①委託内容								
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 1)10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上						
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ						
④再委託の有無 ※		<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない						
再 委 託	⑤再委託の許諾方法							
	⑥再委託事項							
委託	事項2	当初賦課処理						
①委詞	托内容	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理						
②委割	托先における取扱者数	〈選択肢〉 (選択肢〉 10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 3)50人以上1,000人未満 6)1,000人以上						
③委言	托先名	(株)ディー・エス・ケイ						
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない						
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している。						
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理						
委託	事項3	バックアップシステムの構築						
①委詞	托内容	システム障害に備えた代替システムの構築						
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1)10人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上						
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ						
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない						
再 委 託	⑤再委託の許諾方法							
	⑥再委託事項							

委託事項4		遠隔地保管				
①委詞	托内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託				
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [10人未満] 10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上				
③委託先名		(株)ディー・エス・ケイ				
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している。				
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。				
委託	事項6~10					
委託	事項11~15					
委託	事項16~20					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)							
提供・移転の有無	[]提供を行っている ()件 []移転を行っている ()件						
提供 移転の有無	[〇]行っていない						
提供先1							
提供先2~5							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							
移転先1							
6. 特定個人情報の保管・	消去						
保管場所 ※ ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている 画に設置したサーバ内に保管。(サーバ室への入室は静脈認証)							
7. 備考							

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1)住民健診ファイル

1. 宛名番号、2. 年度、3. 申込日時、、4. 申請方法、5. 希望受診機関、6. 開始時間、7. 終了時間、8. 検査区分、9. クーポン、1 0. 検診方法、11. 検診料金、12. 受診日、13. 受診番号、14. 受診機関、15. 受診歴、16. 検査方法、17. 所見、18. 所見別判定、19. 結果、20. 総合判定、21. 精受診日、22. 精検番号、23. 精受診機関、24. 精事後指導、25. 精検査方法1、26. 精検査方法2、27. 精検査方法3、28. 精所見1、29. 精所見2、30. 精所見3、31. 精所見4、32. 精所見5、33. 精判定、34. 精がん病期、35. 精部位1(がん組織)、36. 精部位2(がん組織)、37. 精部位3(がん組織)、38. 原発性、39. 偶発症、40. 保険者番号、41. 被保険者記号、42. 被保険者番号、43. 枝番

(2)宛名情報ファイル

1. 個人番号 2. 宛名番号 3. 宛先区分 4. 宛先名カナ 5. 宛先名漢字 6. 性別 7. 生年月日 8. 続柄コード 9. 郵便番号 10. 住所コード 11. 住所カナ 12. 番地カナ 13. 方書カナ 14. 様方カナ 15. 住所漢字 16. 番地漢字 17. 方書漢字 18. 様方漢字 19. 世帯処理番号 20. 行政区 21. 住定日 22. 住定事由 23. 住民となった日 24. 住民となった事由 25. 消除日 26. 消除事由 27. 転出予定日 28. 転出確定日 29. 異動日 30. 送付先宛先名 31. 送付先住所 32. 電話番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

担保

1. 特定個人情報ファイル名 住民健診ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク 本人確認の徹底 リスクに対する措置の内容 <選択肢> 十分である] [1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 健康管理システムからは、事務に必要なファイルのみアクセスし、必要のない情報にアクセスしないよ リスクに対する措置の内容 うに制御をおこなっている <選択肢> 1 十分である Γ リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 「 行っている] 1) 行っている 2) 行っていない 【共通】システムを使用可能な職員を特定し,アクセス権限の制御を行っている。 【選択】生体認証により、操作者の認証を行う。 具体的な管理方法 【選択】認証カードにより、操作者の認証を行う。 【選択】ユーザーID・パスワードにより、操作者の認証を行う。 【共通】システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 【共通】操作権限の設定を行う。 その他の措置の内容 【選択】端末を利用していない際は、ログオフする。 【選択】スクリーンセーバーを設定し、パスワードでのロックを行う。 <選択肢> 十分である Γ 1 リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置]委託しない 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情 <選択肢> 報ファイルの取扱いに関する 定めている 1 Γ 1) 定めている 2) 定めていない 規定 目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う 規定の内容 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる 保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する 必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる 【選択】個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする 【選択】【4. 委託および下の設問と関連】再委託の禁止 <選択肢> 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 再委託していない 報ファイルの適切な取扱いの 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

	具体的な方法					
その作	也の措置の内容					
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定值	個人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他の	リスク及びそ		
	定個人情報の提供・移動			一クシステム	ムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
	7: 不正な提供・移転が	<u> </u>		_	<選択肢>	
	個人情報の提供・移転 「るルール 「	[定めている]	へ選が成ノ 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	業務では	具体的に誰に対し	何の目的で	提供できるかを整理し、特定を	定個人情報の移転について、本 個人情報の提供を行う。 帳への記載を義務付けている。
その作	他の措置の内容	を厳格に	管理し、情報の持ち	ち出しを制限		・ムへのアクセス権限を有する者
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定の対する		- 委託や情幸	最提供ネットワーク [・]	システムを迫	通じた提供を除く。)におけるそ	その他のリスク及びそのリスクに
不正な 指定し 予め気	切な方法で提供・移転かなアクセスに対してアクセスに対してアクセンルートに端末、アクセスルートをめられた方法でのみ情ななない。	マスを許可し でのみ提付 i報の提供	していない。 供・移転できる制御 ・移転を行う。	を行っている	3.	
システ	た情報を提供・移転して「 ・ムにより,指定された条 た却まに提供・移転して	:件に基づ	き得られた情報を摂	是供できる制	御を行っている。	
	た相手に提供・移転して D移転を行う相手先につ			を行っている	3.	
_6. 情	青報提供ネットワークシ	ノステムと	の接続			
	71: 目的外の入手が行		******			
	ルに対する措置の内容	権限を持	った職員が上長の		上で情報照会・入手を行うこと で必要となる情報以外の入手	
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	72: 不正な提供が行われ	れるリスク			O/ Belinger // Carlot and Carlot	
リスク	パに対する措置の内容		・バーを介した情報: 期的に確認を行う。	 提供につい [.]		一仕様によりログが取得されて
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報	提供ネットワークシステム	ムとの接続	に伴うその他のリス	スク及びその	リスクに対する措置	

7. 朱	詩定個人情報の保管∙∶	消去					
リスク	7: 特定個人情報の漏え	<u>い・</u> 源	域失・毀損リスク				
①事i 周知	故発生時手順の策定・	[十分に行ってい	る]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい		分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発	生なし
	その内容						
	再発防止策の内容						
		く・・・・・・ト・にく・及トく①ラるい。シ言 内務ス 理て特別 中 取と ガガ が で で の の の の の の の の の の の	内情報用端末についる 別情報用端末は、盗難防山 別にないる場所は 別にないますの者の端末数 のはのはのはないようが はでき出しのはANケーブラットプラットフ のはないとクラウドについて ではメントクラウドについて では、その環境 では、その環境 では、その環境 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	所に、大いないでは、では、ないでは、いて、は、いった、は、いった、ないがオーと、いった、ないのでは、いった、ないないのでは、いった、ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないいいのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、いった。ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではない。これでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	N限とする。 場合は必要最小限の もって任意のPCを回線に措置をしている。 らける措置> ータセンターに構築し、 また、設置場所はデー 情報システムのセキュー	業 () () () () () () () () () (き、USBを挿入口にセッうにするため、執務室外 退室者管理、有人監視 運用の領域とし、他テナン)のリストに登録されたな ド事業者が保有・管理す ・入退室管理策を行って
その付	他の措置の内容	く・・・・・をく・ワうとススク度講中間でと	、テム等、外部接続の でスの監視とアクセス でに一定数以上の項 だている。 間サーバー・プラットフ りを効率的かつ包括に で、ログの解析を行)独立したネウンステムにスログの取り目にアクセスフォームによったにはでいました。 では、これではでいてはいいにはいいにはいいにはいいにはいいにはいいになった。	らける措置> UTM(コンピュータウィ る装置)等を導入し、ア	:設置している。 をしている。 里者端末に警告の イルスやハッキンク クセス制限、侵入	き続していない。 サインが出るように措置 「などの脅威からネット 検知及び侵入防止を行 ファイルの更新を行う。

・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行 うことで,外部からの盗聴,漏えい等が起こらないようにしており,さらに通信自体も暗号化している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基 準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下 同じ。)又は及びガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理 補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワーク アクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うととも に、ログ管理 を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を 24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミド ルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離 された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウ ドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じ る。 <選択肢> [十分である] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ガバメントクラウドにおける措置>

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実に データを消去する。

8. 🖫	8. 監査							
実施	の有無	[〇]自己点検	[]内部監査	[]外部監査				
9. 礼	详業者に対する教育・ 様	李 発						
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入 3)十分に行っ	れて行っている 2) 十分に行っている ていない				
	具体的な方法	く中間サーバー・プラットフォー ①中間サーバー・プラットフォー することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォー	一ムの運用に携わる職員及	なび事業者に対し、セキュリティ研修等を実施 研修を行うこととしている。。				

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより,統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等), ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減,及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	鎌ケ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141					
②請求方法	鎌ケ谷市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示等請求を受け付ける。					
③法令による特別の手続						
④個人情報ファイル簿への 不記載等						
2. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ					
①連絡先	鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141					
②対応方法	電話や窓口にて受付を行い、記録を残し、必要に応じて文書にて回答を行う。					

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和6年8月29日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意!	見の聴取【任意】					
①方法						
②実施日·期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

(別添2)変更箇所

)发史固加	***	******	AM a Landa Mer	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月8日	I基本情報 5.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携		② 法令上の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二の102の2 の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	
令和4年3月8日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転	行っていない	提供を行っている	事前	
令和4年3月8日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転		提供先1 市町村長 ①法令上の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二の102の 2の項 ②提供先における用途 健康増進法第十七条第一項の健康増進事業 の実施に関する事務 健康増進法第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務 ③提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 健康増進法に基づく検診受診者 ⑥提供する。 [〇] 情報提供ネットワークシステム	事前	
令和4年3月8日	(別添1)ファイル記録項目 特定個人情報ファイル記録項 目		40から43の追加(40. 保険者番号、41. 被保険者記号、42. 被保険者番号、43. 枝番)	事前	
令和4年3月8日	I基礎情報 4. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一(第76項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第54条	事前	
令和6年9月1日	I —2		システム3, 4追加	事前	
令和6年9月1日	II-4	システムの運用・保守	システムの運用(ガバメントクラウドASP)・保守	事前	
令和6年9月1日	II-4		委託事項2追記	事前	
令和6年9月1日	II-6	セキュリティゲートにて入退館管理をしている 建物内のうち、さらに入退室管理を行っている 部屋に設置したサーバ内に保管・サーバへの アクセスはID/パスワードによる認証が必要。	【物理的対策】 <システムにおける措置〉 ・委託先サーバーと設置箇所については、入退室管理を行っている。 ・庁内情報用端末については、特定個人情報を保管していない。 ・実務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置している。 ・システムに繋がる端末数を必要最小限とする。 ・管理権限を持つ者の端末、業務系の場合は必要最小限の業務用端末)を除き、USBと挿入口にセットしても認識しないよう制御している。 ・不特定多数の人がLANケーブルが無いようにするため、執窓室外に剥き出しのLANケーブルが無いように措置をしている。 ・マー財・一・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び、施錠管理をすることとしている。また、設置場所にの過程を行っている。また、設置場所にプラセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によなリスクを(ガバメントクラウドにおける措置〉 (ガバメントクラウドにおける措置〉 (のガバメントクラウドにおける措置〉 (のガバメントクラウドーだおいら調達することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によ政内を受力がメントクラウドにおける措置〉 (のガバメントクラウドにおいる。また、設置場所はデータセンスできることとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に登録されたクラウドすーだったまだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 (表情的対策)	事前	

令和6年9月1日	Ⅲ一7 その他の措置の内容	サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 適宜がックアップを行っている。 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又 は物理破壊を行っている。 【選択】パックアップデータについては、遠隔地 保管を行っている。	【保管:物理的対策】 ①ガバメントクラウドにおける措置> 【保管:物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保存・管理する環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②連節に持田できないこととしている。 【保管:技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 【保管:技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うととし、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共回転、ガバメントクラウド運用管理補助者の各連用保守地点からガバメントクラウドへの接続について	事前	
令和6年9月1日	Ⅲ一7 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置		くガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業 者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に 準拠したプロセスにしたがって確実にデータを 消去する。	事前	
令和6年9月1日 令 和6年9月1日		会和4年7日10日	マ中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・ブラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減。及び技術力の高い運用担当者によるちっ一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 マガバメントクラウドにおける措置>・・ガバメントクラウドにおける措置>・・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関による監査を行うこととしている。・・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該業務データの取扱いについては、当該大きであり、おからでは、「カイントクラウド」との運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウド・定起対する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドで起因するで、表別では、原則としてガバメントクラウドで起対を事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因がまりましてが、大学力では、原則としてガバメントクラウドでは、原則としてガバメントクラウドでは、原則としてガバメントクラウドでは、原則としてガバメントクラウドでは、原則としてガバメントクラウドでは、原則としてガバメントクラウドでは、地方公共団体に業務アブリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な知り扱いについて、疑義のというないというないというないます。	事前	
令和6年9月1日	V-1-1)	令和4年3月10日	令和6年8月29日	事後	